米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金実施要領

- 第1 米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第4条に定める補助対象経費については、次の事項に定めるところによる。
- 1 補助対象経費は、日本円建てで計上するものとする。外国通貨で支払った経費については、外 貨交換時の領収書等で確認する外国為替相場で日本円に換算する。ただし、外貨交換時の領収書 等がない場合は、経費を支払った日における「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定め る外国為替相場」を用いる。
- 2 補助対象経費について外貨建てで見積書等を取得している場合は、見積日における「関税定率 法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」で日本円に換算し、計上するものとす る。ただし、価格表等の取得をもって見積書の取得に代える場合等、見積日が明らかでないとき は、申請日における「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」で日本 円に換算し、計上するものとする。
- 3 見積書(項目別内訳の記載があるもの)の取得は、消費税及び地方消費税を除く支払予定額が 10万円以上の経費については、2者以上取得しなければならない。ただし、2者以上の見積を取 得できない場合は、選定理由書(様式任意)を作成しなければならない。
- 第2 交付要綱第9条に定める実施報告書に添付して提出が必要な書類(以下「提出書類」)は、成果品の他、別表第1に掲げるとおりとする。

附則

- この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1

力	18 III 1 1975	次 本 ≠ -
支払方法	提出書類	注意事項
銀行振込による	以下の①~④の <u>いずれか1つ</u> 。	・振込は、交付決定通知書に記載
場合	① 銀行振込明細書 [ご利用明細] 【写し】	の補助事業者名 (法人:法人名又
	② 振込金受取書【写し】	は代表者名、個人:個人名) 又は
	③ 通帳の該当ページ【写し】	申請書の申請担当者名の口座で
	④ ネットバンキングの記録のプリントアウト	行うこと。
	【写し】	
現金払いによる	レシートに対応する領収書【写し】	・領収書は、交付決定通知書に記
場合		載の補助事業者名 (法人:法人名
		又は代表者名、個人:個人名)又
		は申請書の申請担当者名を依頼
		元として徴取すること。
		・レシート、領収書どちらか一方
		しか入手できない場合は、レシ
		ートのみで可。
クレジット	以下 <u>①~③全て</u> 。	・1 回払いとすること。
カード払い	① 領収書(法人の場合は宛名が法人名のもの。	・カードでの支払いは、交付決定
による場合	クレジット払いであること、及び金額の内訳	通知書に記載の補助事業者名
	が明記されているもの。)【写し】	(法人:法人名又は代表者名、個
	② カード会社発行の「カードご利用代金明細	人:個人名)又は申請書の申請担
	書」**1【写し】	当者名で決済すること。
	③ クレジットカード決済口座の通帳の該当部	
	分*2等支払日が確認できるもの【写し】	
	※1 インターネットによる明細を印刷したものでも可。	
	補助対象経費の金額と、利用額の合計金額が分かる箇所を提出すること。	
	他の書類と同様に、実施報告書提出期日までに提出が必要になるため、カー	
	ド会社からの郵送が月末になる場合などは注意すること。	
	※2 口座からの引き落とし(支払日)が事業実施期間内に完了していること。	